

第1章 ビジョンの策定にあたって

1. ビジョン策定の背景と趣旨

本市では、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画である「第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」を2020（令和2）年3月に策定し、「誰一人取り残さない子育て支援」の実現を目指した各種施策に取り組んでいます。

また、公共施設の質と量の最適化と安全・安心で持続可能な維持管理を実現するため、2016（平成28）年に「郡山市公共施設等総合管理計画」を策定し、その個別計画の中で、公立保育所についても施設ごとの個別施設方針を検討することとなっています。

引き続き「子どもの思い」を保育・幼児教育行政の中心に置き、この2つの計画を着実に推進するとともに、全ての保育関係者と協働で持続可能な保育・幼児教育を実現させるため、その基本方針となる保育・幼児教育ビジョンを策定します。

2. 基本理念

「子どもの思い」を第一に考えるまち こおりやま

上位計画である「第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」では、「児童憲章」「児童の権利に関する条約」「郡山市子ども条例」の理念を踏まえ、子どもを『独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体』と捉えるとともに、『子どもを第一に考えるまち』を目指してこの基本理念を定めました。

本ビジョンにおいても、これを基本理念とし、「子どもの思い」を第一にこれからの保育・幼児教育を考えていきます。

3. 大人の責務と育みたい子どもの姿

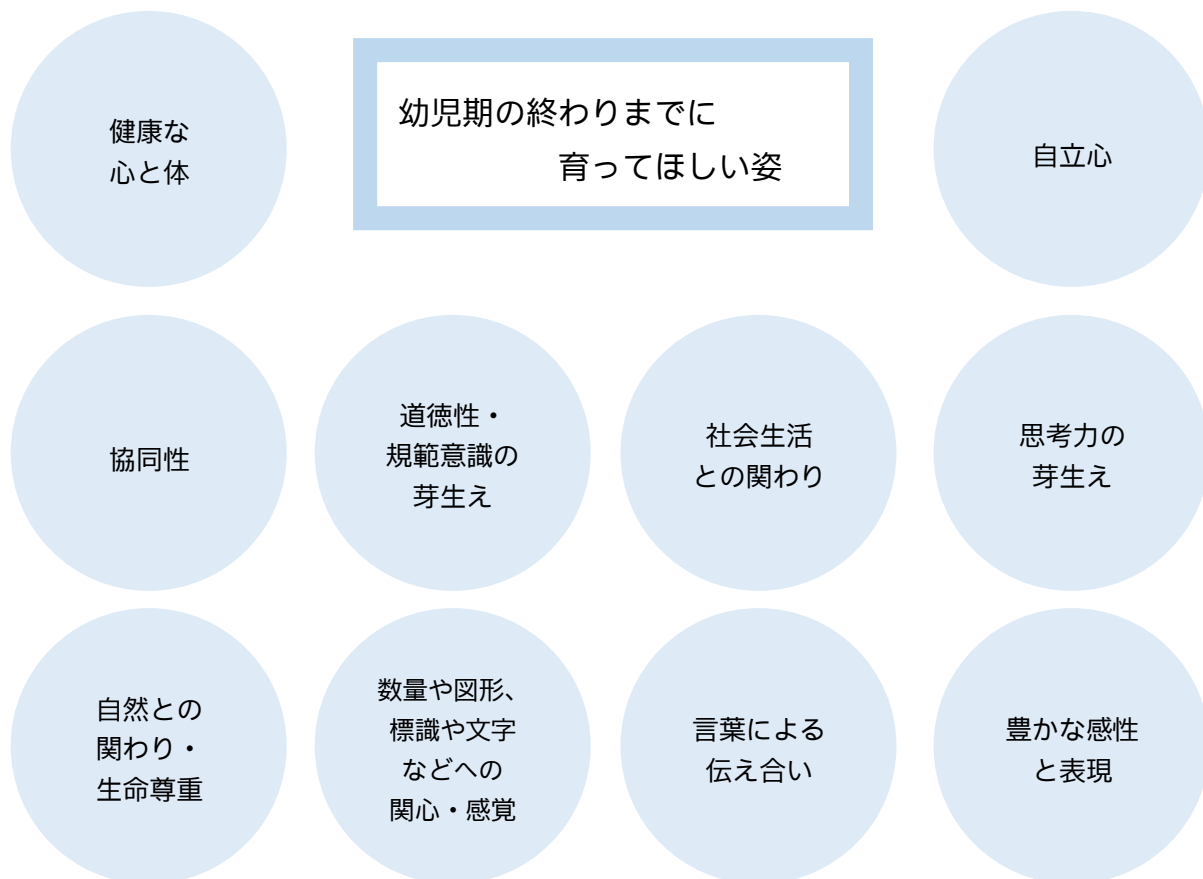
本市では、2018（平成30）年4月に、子どもが心身ともに健やかに成長し、自立できる社会の実現を目指して、「子どもを第一に考えるまちづくり」を推進する「郡山市子ども条例」を施行しました。この条例の第3条には、子どもへの支援の基本理念が次のように定められています。

- 子どもへの支援は、子どもが成長段階に応じた学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行われなければならない。

- 子どもへの支援は、子どもが差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことがなく安心して生きていくことができるよう、子どもの人権が尊重されることを旨として行われなければならない。
- 子どもへの支援は、子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付けることにより、他者の人権を尊重することができ、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行われなければならない。
- 子どもへの支援は、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的に行われなければならない。

本市の保育・幼児教育に携わる大人は、この基本理念に基づき、子どもが必要とする支援をしていくことで、それぞれの責務を果たしていく必要があります。

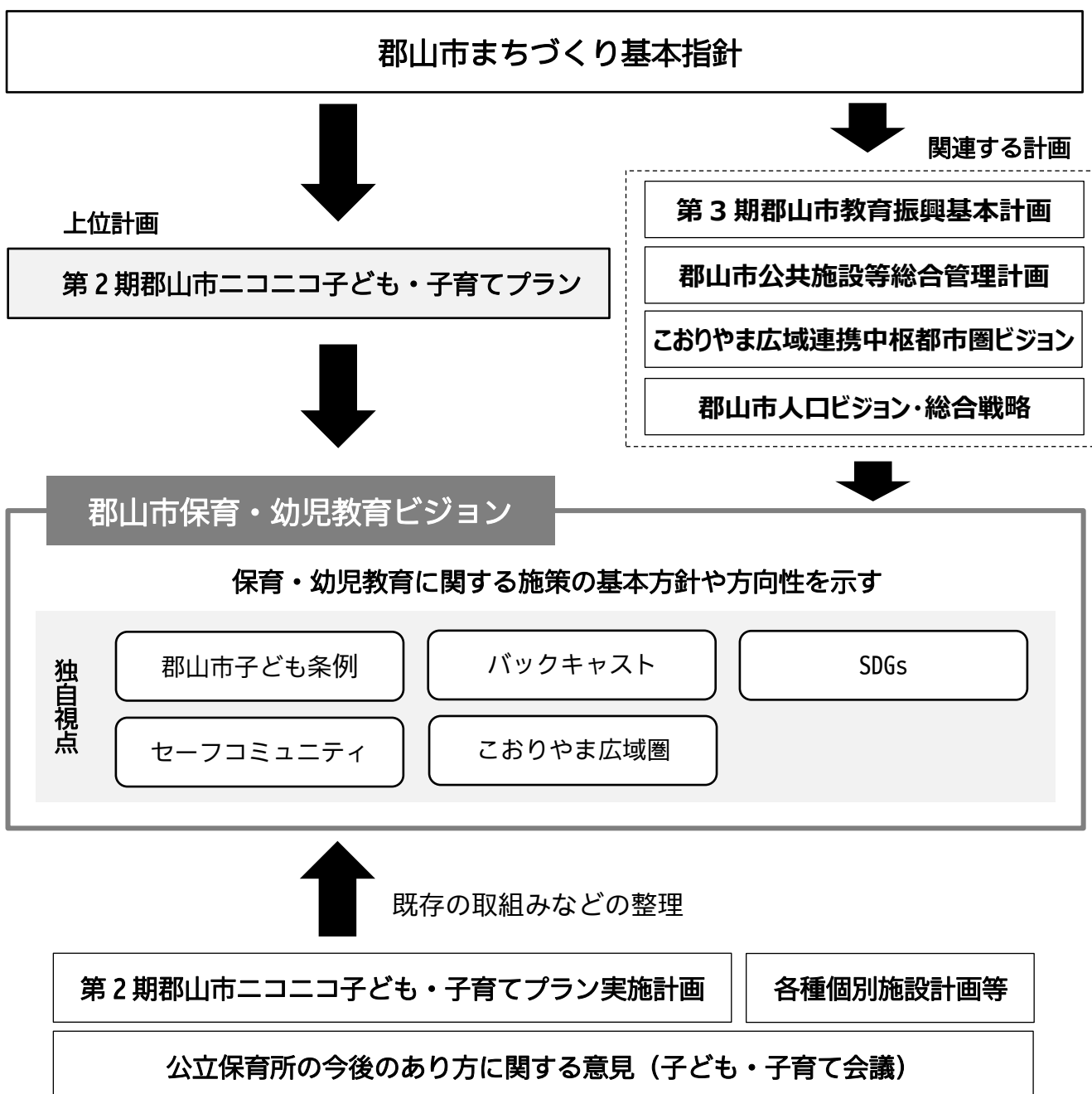
また、2017（平成 29）年 3 月に告示され、2018（平成 30）年 4 月から施行されている現行の「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として「10 の姿」が示されています。保育・幼児教育では、個々の育ちを大切にしながら、小学校への接続へ向け、この「10 の姿」を育てていくことが求められています。



4. ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、就学前の児童に係る分野のうち、保育・幼児教育について、課題や市民ニーズを分析・検証し、郡山市まちづくり基本指針などと整合を図りながら、基本方針や取組みの方向性を示すものです。

上位計画となる第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプランの内容を踏まえ、国や福島県における施策の動向や、郡山市子ども条例、バックキャスト、SDGs 未来都市、連携中枢都市圏（こおりやま広域圏）などに位置付ける本市の取組みを整理しながらビジョンを策定しました。



5. ビジョンの策定体制

(1) アンケート調査の実施

本ビジョンを策定する基礎資料とするため、アンケート調査を実施し、郡山市の保育・幼児教育の現状及び課題などの把握を行いました。

① 施設アンケート

対 象	公立保育所、民間認可保育所、民間認可小規模・事業所内保育事業、民間認可認定こども園、民間認可外保育施設、幼稚園
依頼方法	施設あてに調査票及び回答票を電子メールにて送付
実施期間	2021（令和3）年3月8日～3月24日
回収方法	回答票を電子メールにて返送
回 答 数	125

② 保育者アンケート

対 象	アンケート対象施設の保育従業者
依頼方法	施設でチラシを回覧または配付
実施期間	2021（令和3）年3月8日～3月24日、5月6日～5月13日
回収方法	簡単電子申請またはFAX
回 答 数	611

③ 保護者アンケート

対 象	アンケート対象施設の保護者
依頼方法	施設からチラシを配付
実施期間	2021（令和3）年3月1日～3月19日
回収方法	簡単電子申請
回 答 数	2,516

(2) 郡山市子ども・子育て会議による審議

ビジョンの策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映する計画とするため、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び学識経験者等で構成される「郡山市子ども・子育て会議」において、ビジョンの内容を協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

2021（令和3）年9月1日から9月30日までパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。